**森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の運用について**

制　　定　平成２５年７月３０日　25千里保第　３号

一部改正　平成２５年１０月９日　25千里保第１３号

一部改正　平成２７年６月　２日　27千里保第１１号

一部改正　平成２８年５月２６日　28千里保第　７号

一部改正　平成２９年５月　９日　29千里保第　５号

一部改正　平成３０年５月１０日　30千里保第　７号

一部改正　令和　元年５月２２日　元 千里保第１０号

一部改正　令和　２年６月１０日　２ 千里保第　７号

一部改正　令和　５年４月　３日　５ 千里保第　５号

一部改正　令和　６年４月　　日　６ 千里保第　　号

千葉県里山林保全整備推進地域協議会長通知

**Ⅰ　基本的事項**

この事業は，森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を目的に、森林所有者や地域住民・ＮＰＯ等が協力して、主体的かつ積極的に行う里山林の保全整備等の活動を支援するものである。

一方、支援のための国・県・市町の交付金については、使途や会計経理の厳格化が求められていることから、林野庁が定めた「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年３月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」（以下「実施要領」という。）に加え、千葉県里山林保全整備推進地域協議会（以下「地域協議会」という。）として必要な事項について、この運用で定める。

**Ⅱ　個別事項**

第１　活動組織の要件について

　　１　活動組織には、会計責任者が置かれており、代表者が会計責任者を兼ねてはならない。

２　活動組織は、実施要領（別紙３）（以下「（別紙３）」という。）第５\_４（４）イに基づき、会費徴収規定を設けていなければならない。

３　活動組織は（別紙３）第５\_７（２）ウに基づき、この事業の金銭の出納のためだけの預金口座を金融機関に開設しなければならない。

　　なお、当該口座で発生した利子は、「その他の収入」として経理し、当該活動に充てなければならない。

４　活動組織は、この事業の会計経理について、単独の者の判断で金銭の出納が行われないような体制になっていなければならない。

第２　事業実施上の安全確保について

　１　活動組織は、立木の伐採や刈払い機の使用などの作業を行う場合には、安全講習等を受けている者をこれにあてるとともに、必ず傷害保険に加入しなければならない。

２　活動組織は、（別紙３）第５\_４（４）ウに基づき、年1回以上の構成員が全員参加する安全講習会を実施しなくてはならない。

第３　交付金の対象となる活動期間について

　１　当該年度の交付金については、地域協議会より実施計画について（別紙）第５\_４（３）の採択通知があった後の活動が対象となる。

　２　採択通知前に活動を実施したい場合は、（別紙３）様式第10号　森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付決定前着手届を提出する。提出時期については、「有効性等に関する意見等」が市町長から提出された後となる。

第４　交付金の使途について

　１　日当については、森林整備等の屋外作業等を支払いの対象とし、以下の額を超えないものとする。（日当には作業場所等への旅費を含むものとする）

　　　○半日：　５，０００円

　　○１日：１０，０００円

　２　日当については、活動タイプ別に日当受領書（別記様式１）、日当支払い一覧表（別記様式２）により整理するものとする。

　３　活動費の支出内容については、当該交付金に関連する支出に限定して活動タイプ別に活動費支出簿（別記様式３）に整理するものとする。

　　４　活動組織が交付金で購入したヘルメット、安全靴、なた、のこぎり等については、活動組織から各個人に貸与するものとし、活動組織の代表者は、これらの装備等の貸与台帳を整備して、常に個数等を確認し適切に管理しなければならない。

　　５　植生調査、安全研修等により外部講師を招聘した場合の謝金については、以下の額を超えないものとする。（謝金には資料作成や現場下見等の事前準備、旅費を含むものとする）

　　　　○１人１日　３０，０００円（林業・木材製造業労働災害防止協会認定インスト

ラクター、安全管理指導専門家の資格を有する者）

　　　　○１人１日　２０，０００円（上記の資格以外）

第５　実施状況の確認について

　１　（別紙３）第５\_９（１）に基づき地域協議会長が行う実施状況の確認は、原則として書類確認及び市町村の担当者による現地確認とする。

　２　地域協議会長は、実施状況の確認を行ったときは、別記様式４による実施状況確認調書を作成するとともに、確認状況の写真を撮影し他の書類とともに交付金事業終了年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

第６　書類の保管について

１　活動組織は、申請書から実施状況報告書に至る一連の書類をその添付資料も含めて、交付金事業終了年度の翌年度から起算して５年間は保管しておかなければならない。

附則　この運用は、平成２５年　７月３０日から施行する。

附則　この運用は、平成２５年１０月　９日から施行する。

附則　この運用は、平成２６年　６月　２日から施行する。

附則　この運用は、平成２８年　５月２６日から施行する。

附則　この運用は、平成２９年　５月　９日から施行する。

附則　この運用は、平成３０年　５月１０日から施行する。

附則　この運用は、令和　元年　５月２２日から施行する。

附則　この運用は、令和　２年　６月１０日から施行する。

附則　この運用は、令和　５年　４月　３日から施行する。

附則　この運用は、令和　６年　４月　　日から施行する。

この改正前の運用に基づいて実施した報告や協定等については、なお従前の例によることとする。